

## 売り手・買い手 情報登録しませんか！ — M&A 情報バンク *i*・マッチ —

一関商工会議所では、地域の大切な産業を後世に引き継いでいくため、事業承継事業に取り組んでいます。引き継がれていく形には①親族内承継、②従業員承継、③第三者承継などがあります。

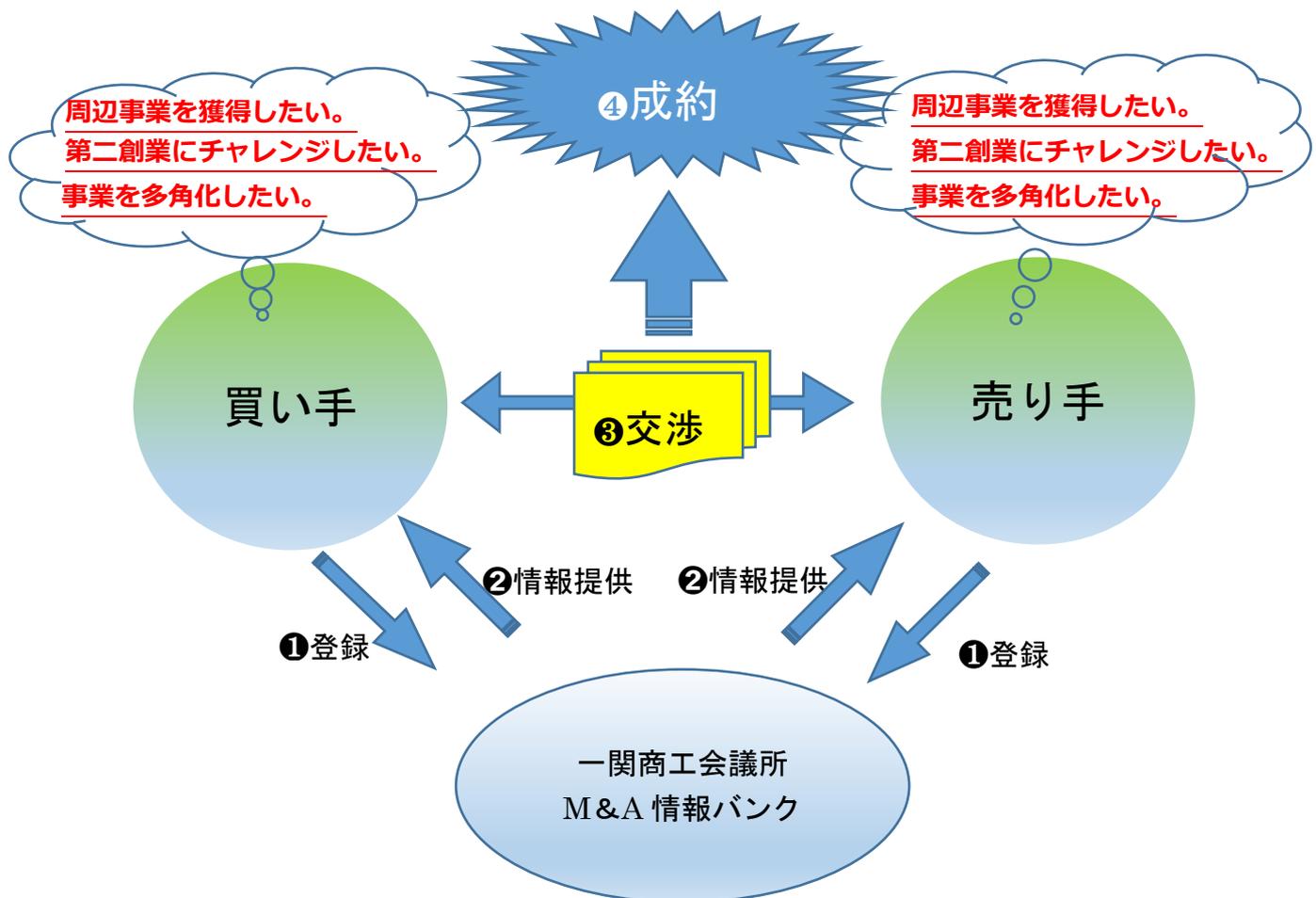
③の第三者承継はM&Aとも言われ、事業等を売買することによって引き継いでいく方法です。近年は、一般的に行われるようになり有効な手段であると見られるようになっていきます。

当所では、「M&A 情報バンク *i* (アイ)・マッチ」という仕組みにより、一関市内に本社・本店を置くか一関商工会議所の会員である事業所を対象に、「買い手候補」・「売り手候補」の情報を予め登録していただき、依頼があったとき速やかに相手候補を紹介できる環境を整えることといたしました。情報は固く守ります。

売り手・買い手情報登録をしませんか。登録票をファックスかメールで送信してください。

FAX 0191-21-2030 Email soumuka@i-cci.com

### ○ *i*・マッチのイメージ



## ○ 成約までの手順

イメージしている手順等は次のとおりです。

### (1) 手順のイメージ

- ① 一関商工会議所の会報とホームページ、一関市のホームページで、「一関商工会議所M&A情報バンク」の内容をお知らせするとともに登録事業所を募集します。
- ② 事業主さんは、「買い手情報」や「売り手情報」を一関商工会議所M&A情報バンクに登録（以下「登録者」といいます。）します。（様式は、文末に添付しています。）
- ③ 一関商工会議所では、登録いただいた「買い手情報」や「売り手情報」を一関商工会議所のホームページ内「M&A情報バンク」コーナーに掲載します。
- ④ 一関商工会議所では、「買いたい」や「売りたい」という問い合わせ（以下「照会者」といいます。）があったときは、掲載情報の登録主にお知らせします。
- ⑤ 登録者は照会者との交渉の可否について検討し、一関商工会議所を経由して照会者に伝えます。
- ⑥ この後の登録者と照会者の交渉は、原則実名により当人同士が直接行うこととします。このとき、依頼があれば一関商工会議所の担当職員も同席します。
- ⑦ 当事者間で合意に達したときは契約を締結します。（契約内容については、専門家から指導を受けることをお勧めします。）

### (2) 取り扱い

- ① 交渉の際、依頼による一般的なアドバイスは一関商工会議所と連携協定を結んでいる一関信用金庫の職員が行いますが、専門家の意見が必要となった場合は、それぞれ当事者が依頼することとします。
- ② 交渉の過程で企業の評価が必要な場合は、当事者の依頼により一関信用金庫が企業価値評価を行うことができます。
- ③ 交渉の過程で、一関信用金庫とコンサルティング契約を結んだ場合は、一関信用金庫の契約に基づく報酬が発生する場合があります。
- ④ 交渉の会場として希望がある場合は、一関商工会議所商工会館使用料徴収規約に基づき会議室を利用することができます。

以上のほか、情報登録のしかたや M&A については、遠慮なく当所経営支援課にお問い合わせください。